

# 山梨県公報

号外第三十八号

令和元年

十一月二十八日

木曜日

## 目次

### 規則

○山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一  
○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「リ」を「ヌ」に改め、同項第三号中「へ」を「ト」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(心身の故障により土砂の埋立て等を適切に行うことができない者)

第八条の二 条例第九条第一項第一号イの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、土砂の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第九条中「ハ、ト及びチ」を「ニ、チ及びリ」に改める。

### 附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

### 山梨県規則第二十一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等)に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第八条第一項中「同条第三号」を「第二号」に改め、同条第四項中「同項第一号」を「第一号」に、「同項第三号」を「第三号」に、「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「(限る。)」の下に「若しくは第二項」を加え、「取り消された日」を「当該二級建築士又は木造建築士(法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第九条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十一条第一号中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第二十二条中「法第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十四条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事（指定登録機関） 殿

氏名 印  
(署名)

二級 建築士免許申請書  
木造

二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。

私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けること。 2 貼り付けた写真は免許証に転写される。
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒	電話 ( )		
試験	二級 建築士試験に合格した時期 木造	年		
		合格証書の日付	年 月 日	
		合格証書番号	第 号	
欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____年 月 日 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときはその罪及び刑 _____ (3) あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____年 月 日 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) あるときは、その日 _____年 月 日 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 (1) ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> (2) 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで 5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
※	※經由庁記載欄 責任者職名		氏名	印
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号

備考

- 数字は算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 外国の建築士免許を受けた者は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。

**附 則**

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番